大田市告示第170号

大田市新型コロナウイルス感染症防止臨時休業時特別開所補助金交付 要綱(令和4年大田市告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月2日

大田市長 楫 野 弘 和

第4条を次のように改める。

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 別表の事業区分ごとに、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を選定する。

イ アにより選定された額を合計した額を交付額とする。

2 補助金の交付額は、予算の範囲内とする。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

事業区分	基準額	対象経費
(1) 新型コロナ	1支援の単位当たり	臨時休業期間中の開所
ウイルス感染症対	日額11,000円	に要する経費
策臨時休業時特別		
開所支援事業		
(2) 新型コロナ	1支援の単位当たり	臨時休業期間中の開所
ウイルス感染症対	日額21,000円	のための人材確保等に
策臨時休業時特別		要する経費
開所人材確保支援		
事業		
(3) 新型コロナ	1支援の単位当たり	臨時休業期間中の開所
ウイルス感染症対	日額6,000円	において、障がい児を
策臨時休業時障害		受け入れる場合に、必
児受入推進事業		要な専門的知識等を有

		する者の配置に要する 経費
(4) 新型コロナ	1支援の単位当たり	臨時休業期間中の開所
ウイルス感染症対	日額6,000円	において、障がい児を
策臨時休業時障害		3人以上受け入れる場
児受入強化推進事		合に、(3)に加えて
業		、必要な専門的知識等
		を有する者の配置に要
		する経費

附 則

この告示は、令和4年11月2日から施行し、令和4年4月1日から 適用する。